

地方創生と伝統行事

—土地の記憶を行動で共有する—

⑥「宇和島の八ツ鹿踊り」(後編その3)

専門職 平沼 浩

目 次

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. はじめに | 4. シカの生態 |
| 2. 宇和島の八ツ鹿踊り | 5. 鹿と日本人 |
| 3. シカとシシと獅子
(以上、前編) | 6. まとめ |

本稿前編（179号）で紹介した愛媛県宇和島市に伝わる八ツ鹿踊りは、宇和島伊達藩総鎮守であった宇和津彦神社の例大祭（10月29日）において、奉納ならびに家々を巡る練り物として鹿に扮した8人の少年により演じられる。

7頭の雄鹿が1頭の雌鹿を探し訪ね、訪問先の庭で再会して喜び合うという筋立ての「雌鹿隠し」の物語によって、訪問先はラッキーでハッピーな空間となる。宇和島の八ツ鹿踊りの鹿は、福を招く靈獸なのである。



八ツ鹿踊りの鹿面。かつて宇和島伊達藩の庭園だった天赦園にて。筆者撮影。

今日、鹿は一般的には縁の薄い動物であり、また農林業に食害をもたらす厄介な存在である。しかし、こうしたネガティブな側面の一方で、地名や人名に鹿の字は多く見られ、鹿を題材とする伝統芸能は、愛媛県南予地域や岩手県・宮城県の広域に存在しており、鹿と日本人の浅からぬ関係が窺われる。

そこで、後編では関連補足として、生物としてのシカの生態とともに古代から現代までの鹿と日本人の関わりを「狩猟（実用）獣」、「害獣」、「靈獸」の3つの側面から実例をあげ考察することとした。

後編その1（180号）では、シカの生態と旧石器時代から古墳時代の鹿と日本人の関係を紹介し、後編その2（181号）では、奈良時代の鹿と日本人の関係を紹介した。

鹿の営みは太古の昔から変わらず、夏に栄養価の高い植物を摂取し、秋の繁殖期に強いオスがメスの群れを独占する。食料の乏しい冬を乗り越え、翌年夏に出産期を迎える。

これに対して、人の社会の文化や生活は時代とともに変化する。今回は、平安時代の鹿と日本人の関係を探ってみたい。

5. 鹿と日本人

(5) 平安時代

生きものを殺すことを罪と考える仏教の殺生罪業觀が日本社会に強い影響力を及ぼし始めたのは平安時代中期だという。この点について平雅行「殺生禁断の歴史的展開」(1997)から一部を抜粋する。

「平安前期までは天皇による遊獵^{ゆうりょう}が盛んに行われていたし、肉食も盛んで、10世紀半ばまでは天皇に対してさえ正月の歎固に猪鹿^{しし}の牢が供されていた。」

「概括すれば、天武朝以後、様々なタイプの放生^{ほうじょう}や殺生禁断令が盛んに出されたが、9世紀中葉までのそれは、いずれも殺生罪業觀に基づくものではなかった。勿論、そこにも仏教の影響は認められる。『放生』にせよ『殺生』にせよ、『六斎日』にせよ、こうした用語は仏教を介して日本社会に持ち込まれたものである。しかし断屠令の例に窺えるように、天変に対して屠殺を禁じ肉食を止めて畏れ慎むことは、従来の神祀りの中に既に存在しており、放生も殺生禁断も六斎日の観念も、こうした神祀りの基盤の中で日本社会に受容されたのである。(中略)

しかし、9世紀中葉頃から、まず貴族社会に殺生罪業觀が登場・定着し、やがてそれが民衆的世界にまで及んで行く。(中略) 災異除去のために一時的に殺生を慎んだ時代から、今や日常的な不殺生が当為として求められる時代へと転換していったのである。仏教的世界觀なるものが日本社会や日本文化全体に深刻な影響を及ぼすようになるのは、まさにこの時からである。」

(注) ▼放生：捕えた生き物を放ち自然にかえすこと。
牛馬等の飼育された使役動物は対象外。▼六斎日：
世俗の生活をおくる信徒が毎月特定日（8日・14
日・15日・23日・29日・30日）に八つの戒を慎む
こと。この八戒に殺生戒が含まれる。

① 天皇が大いに狩りをした平安前期

まず、天皇が大いに狩りをした平安時代前期を見ていきたい。菅原道真編『類聚国史』(892)の天皇遊獵に歴代天皇の狩猟記事が集録されている。このうち桓武天皇以降の歴代天皇の狩猟回数は、林陸朗「桓武天皇と遊獵」(1987)によれば次のようになる。

桓武128、平城1、嵯峨71、淳和15、仁明15、文徳0、清和0、陽成0、光孝2。

桓武と嵯峨の回数が群を抜いて多く、逆に文徳、清和、陽成の0回が目を引く。桓武に関しては、『日本後紀』(840)にある延暦23(804)年10月の5回分が『類聚国史』に未収録のため、これを加えると130回以上になる。頻度は夏を除き多い月で4～5回にもなる。桓武の平城京時代に1回、長岡京時代に2回、「鷹^{ゆう}放^りチテ遊^り獵^{りょう}」の記事が計3回あるほかは「遊^り獵^{りょう}」とのみ記載されている。「遊^り獵^{りょう}」に獲物の区別はなく鹿等の獣類も含まれると思われる。なお、この場合の「遊」は、遊学、遊行、遊説などと同様に主体の移動を意味し、幾つかの山川藪沢が狩場となっていた。

平城、嵯峨に関しては全て「遊獵」。淳和、仁明に関しては、「遊獵」の他に鶴^{うづら}や雉^{きじ}、水鳥を獲物とする鷹狩が数回含まれており、鷹狩を復活させた光孝は2回とも鷹狩である。

律令官人の経験をもつ桓武、嵯峨、淳和、光孝に対して、文徳、清和、陽成は摂関政治の基礎を築いた藤原義房の影響下にあった。

大いに狩りをした桓武と嵯峨は、後の平氏と源氏のルーツにあたり、また、桓武は日本における天台宗の開祖最澄の後ろ盾であり、嵯峨は真言密教の開祖空海の後ろ盾だった。

この時期の殺生罪業觀の希薄さを物語るエピソードを『続日本後紀』(869)から3つ取り上げたい。

○寺の周囲二里内の殺生禁止

承和8（841）2月14日、仁明天皇は勅により、寺の周囲二里内の殺生を厳しく禁止した。

この勅の内容から、当時、寺の敷地内でも狩猟・漁撈が平然と大っぴらに行われていたことが分かる。森田悌の現代語訳『続日本後紀 上』（2010）から抜粋して引用する。

なお、天平勝宝4（752）年は東大寺の大仏開眼の頃であり、とうちくふ 謄勅符とは天皇の勅（命令）を伝える伝達文書である。

「天平勝宝4年謄勅符によれば、『先に寺の周辺での殺生を禁止したが、今聞くところによると、時間がかなり経ち、禁制がほとんど行われていないので、もし違反者がいれば違勅罪とする』とあるが、春秋に猟をし魚を釣ることが行われていても仕方なく、殺生の止むのをひたすら待つだけの状態である。しかし、寺の周辺や精舎の前は固より佛教の悟りの土地であり、漁猟の地ではない。聞くところによれば、有力者が法を憚ることなく、国司・講師が監督していないのにつけ込んで、寺内で馬を走らせ、佛前で鳥を屠るような濫りがわしいことが、数えきれないほどだという。災いの兆は必ずしも天が下さず、民が自ら招くものである。はなはだ歎かわしいことである。重ねて五畿内・七道諸国に命じて、寺の周囲二里内における殺生を厳しく禁止し、もし違反者がいれば、六位以下の者には違勅の罪を科し、五位以上の者は名前を言上せよ。」

仁明天皇は、「寺の周辺や精舎の前は固より佛教の悟りの土地であり、漁猟の地ではない。」とし、禁止目的が祈りの空間の清浄保持にあることを明らかにしている。この勅は、いわば朝廷から佛教サイドへの空間を区切った配慮であり、それまで曖昧だった禁止範囲を具体的な距離で明確化したものだった。

○嵯峨上皇の遺詔

承和9（842）年7月15日、嵯峨上皇は嵯峨院で死去した。57歳だった。嵯峨上皇はその遺詔いしお で、佛教の死生観と異なる死生観を語り、儒教的君主像に沿った質素な葬儀を望む一方で、佛教の葬送儀礼はしないわけにはいかないとした。これも森田悌の現代語訳『続日本後紀 下』（2010）から抜粋して引用する。

「人の死とは、精神は亡び肉体は消滅して魂の去ることであり、身体の活動の根本力である気は天に属し、肉体は地へ帰ることになるのである。」

「堯・舜の徳のない者が、死後国家に出費をかけることは全く無用である。（中略）財を費やし手厚い葬儀をすることは、古の賢人の避けたところであり、薄葬はくそうを行った漢の孝文・魏の文帝が手本である。（中略）山北の静かな無用の土地を選んで三日のうちに埋葬せよ。（中略）適当な深さの穴を掘り、棺が埋まればよい。柩を下ろしたら、高く土盛りはせず、樹木も植えず、平らにすればよく、草は生えるままでし、長く祭礼を行ってはならない。」

「佛教の葬送儀礼は棄て去ることができないので、三七日・四十九日にはそれぞれ粗布百段を、一周忌には二百段を用い、適當な寺で追善の仏事を行え。仏への布施は細綿（良質の綿）十屯とし、生絹（練らない絹糸で織った布）でつつみ、白木の机の上に置け。私の忌日を国忌こぎとしてはならない。」

（注）▼堯・舜：『史記』に登場する古代中国の2人の王。徳を以って仁政を行い後世の帝王の模範とされた。▼粗布百段、二百段：追善にともなう費用の内容であり、段は布の単位。1段は、長さ2丈8尺（約830cm）、幅2尺4寸（約72cm）。▼屯：綿の単位。1屯=40匁（150g）。

「佛教の葬送儀礼は棄て去ことができないので」という言葉からは、「佛教の葬送儀礼を行うのは、実は本意でない」というニュ

アンスが汲み取れる。また、追善を行う寺や僧侶、誦経に一切注文をつけずに、費用や布施といった形式面に注文をついている。

嵯峨上皇にとって、仏教の葬送儀礼は、やらなければならぬ約束事であり、形式だったことが窺える。

翌日の記事は、「山北の静かな土地を選んで山稜とし、商布二千段・銭一千貫文を充て、この日のうちに葬儀を了えた。」とある。埋葬地は嵯峨上皇の希望どおりだったが、葬儀は希望に反して薄葬ではなかったようである。

約3年後の承和11（844）8月1日の記事によると、実は遺詔には続きがあって、そちらも反故にされていた。嵯峨上皇は、「世間では、物怪が出現するたびに亡者の祟りだとしているが、はなはだ謂れのことである」と迷信に惑わされないようにと遺戒していた。

ところが、藤原義房らは、占いによれば物怪は亡者の祟りであり、皆が物怪に怯えて、上皇の遺戒との板挟みで苦しんでいますと訴え、朝廷に遺戒の撤回を認めさせた。

○伴友足への追悼記事

承和10（843）年1月5日、伴友足という中堅貴族（最終官位は散位従四位上）が死去した。

伴友足は、桓武・平城・嵯峨・淳和・仁明の歴代天皇に武官として仕えた人物である。その追悼記事を前出の現代語訳『続日本後紀下』から抜粋して引用する。

「友足は生まれつき公平でまっすぐな性格で、物を恐れず、武芸に非常に優れ、最も鷹・犬を好んだ。百濟勝義王と時を同じくして狩猟をしたが、気配りのほどは異なっていた。勝義王は鹿を獲って、必ずしもその肉を人に分けなかつたが、友足は御贊（天皇への献上食物）として献上し、残り

は五位の者たちに配り、一片の肉も残さなかつた。このため、五位たちは戯れて『閻魔大王のところへ引き出され、友足が地獄へ送られても、我々が必ず救い、脱出させてやるが、誤って勝義が浄土へ行くようなことがあっても、我々は訴え出て地獄へ墜してやる』と言つた。友足は六十六歳で死去したが、自らの死期を知り、沐浴して束帶を身に着け、病むことなく生を終えた。有識者はこれを珍しいこととし、皆が死後の楽土のことが判つている人物だと評した。」

（注）▼百濟勝義王：百濟王勝義。飛鳥時代に渡來した百濟王の王子の子孫。最終官位は散位従三位。

▼束帶：律令官人が宮中に参内する際に着用する服装。

日本初の仏教説話集『日本靈異記』（822）には閻魔大王や地獄が登場する話がある。友足の同輩たちは、閻魔大王に地獄に墜とされるという話を薄々承知しながら、殺生よりも気配りに欠ける方がむしろ問題だと笑い飛ばしている。仏教の影響を受けつつも、そこには殺生罪業觀の深刻さはない。

コラム①「狩衣」の服飾史

狩衣は、平安時代初期から公家の日常着などに用いられた上着だった。名は文字どおり狩装束に由来する。その原形は律令制において上級武官の礼服を構成したペルシャ系唐風上着の「襖」だった。

狩衣の身幅は反物1反分の一幅であり、袖幅は一幅半で袖口は広袖になっていた。首周りは盤領形式と呼ばれる丸首の詰襟であり、輪にした緒に結び目のある緒を通して固定した。袖口には袖括りの紐が通されており、紐を引き絞ると広袖が巾着袋のように腕周りに絞られ動きやすい形になる。身と袖は闕腋形式と呼ばれる脇を縫い付けず後身頃をわずか5寸（15cm）ほど縫い留めただけの動きやす

い形になっていた。

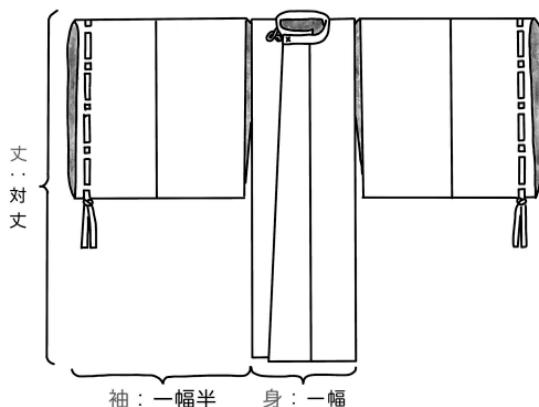
平安時代には身分のあるものは直衣、従者などは狩衣と地位で服装が分かれていたが、上級貴族も狩や蹴鞠などには狩衣を着用した。令外の官（律令制とは別枠で置かれた役職）である檢非違使や白河上皇の御所北面の警護に当たった北面の武士、保元・平治の乱で活躍した平氏や源氏の武家は、狩衣や水干を着用した。水干は狩衣から派生したもので狩衣同様に盤領形式、闕腋形式だが、身丈が狩衣より短く仕立てられていた。

鎌倉時代には、武家の服制において、狩衣や水干は礼服に位置づけられた。そして、元来は地方労働者の服装だった直垂が武家の公服となり水干の下に位置づけられたが、室町時代にはこれを着用する公家も現れ水干の上位に位置づけられるようになる。

江戸時代になると、直垂は狩衣の上位に位置づけられ、諸大名のみに着用を許された。現在は大相撲の行司装束として目にする服装である。

明治時代以降、公家の服装は神職の服装に引き継がれ、正装は衣冠姿、礼装は斎服、常装は狩衣姿となっている。

(狩衣)



(参考資料)

- 増田美子編『日本服飾史』(東京堂出版・2013)
- 池上良太『図解 日本の装束』(新紀元社・2008)

② 殺生罪業感の波及

次に平安時代中期以降の殺生罪業觀の一つの極として、まず『往生要集』を取り上げ、そのうえで殺生罪業觀の回避回路としての念佛聖を取り上げたい。

○『往生要集』の地獄

天台宗総本山・比叡山延暦寺の学僧源信(942-1017)は、『往生要集』(985)をまとめ、「厭離穢土(穢れた現世や六道輪廻の世界から離れるべきこと)」と「欣求淨土(極楽淨土に生まれることを願い求めるここと)」を主題に、「死後の世界」を体系的に整理した。

六道とは、死後に廻る地獄・餓鬼・畜生・阿修羅・人・天の世界であり、特に『往生要集』の冒頭に置かれた地獄の描写は強烈である。地獄は地底深くに八種あり、罪業に応じて責め苦の残虐さはエスカレートする。

(八種の地獄と墮ちる者)

地獄	その地獄に墮ちる者
等活	殺生の罪を犯した者。
黒縄	殺戮を事とし、盜みを働く者。
衆合	生きものを殺し、盜みを働き、邪淫に耽つた者。
叫喚	生あるものを殺し、盜みをなし、邪淫に耽り、飲酒に溺れた者。
大叫喚	殺生を事とする者、盜みをなし淫欲に耽つた者、飲酒に身をもち崩したり、不実の言を弄した者。
焦熱	生あるものを殺め、盜みを働き、邪淫を事とし、酒を食らい、嘘をつき、因果の理を否定する不逞の輩ども。
大焦熱	生あるものを殺め、盜みや邪淫をほしいままにし、飲酒・妄言に明け暮れ、よこしまな考えを抱き、加うるにひたすらに仏の戒を堅固に守る尼を暴力をもって犯した者。
無間	五つの逆罪(父を殺す、母を殺す、阿羅漢を殺す、仏身より血を出す、和合僧を破壊する)を犯し、因果の理を否定し、大乗を誹り、殺生・偷盜・邪淫、偽って聖者の位に達したと称するがごとき妄言を吐き散らして、いわゆる四重戒(殺生・偷盜・邪淫・妄語)を犯し、不当に信者の施しを受けてのうのうと生活していた者。

(注) 事とし：仕事として。

*表は現代語訳『往生要集』(2018)から作成。

八種の地獄に共通する罪は、殺生である。
とうかつ等活地獄の責め苦の一部を川崎庸之・秋山虔・土田直鎮による現代語訳『往生要集』(2018)から抜粋して引用する。

「この地獄に蠢く罪人どもは、互いに相手の虚をうかがいあい、常に敵愾心の炎を抱いている。たまたま相見る機を得ると、たとえば獵師が鹿という好餌を目の前にした時のように、互いにござんなれと、鉄のような非情の爪で挑みかかり引き裂く。血をすり合い、肉を食み、ついには骨だけがわずかに人間の形態をとどめる。あるいは地獄の獄卒が、手に鉄杖・鉄棒を握りしめ、罪人の全身をくまなく打ちさえ打ち砕く。ために身体は破れとび、ついに土塊のように粉々になる。あるいは鋭利な刃で切り刻むこと、あたかも料理人が魚や肉を割くがごとくである。」

「獵師が鹿という好餌を目の前にした時のように」という比喩は、狩猟者に対する自業自得の報いのようである。

また、等活地獄には付属する16の別処があり、別の責め苦が待っている。たとえば、その一つの「屎尿廻」には、鹿を殺し鳥を殺めた者が墮ちる。そこは、極熱の屎がどぶどろを呈しており、墮ちた罪人は苦い極熱の屎を食り食らう。そして、金剛石のような硬い嘴の虫どもにどつと襲われ、皮膚を破られ肉を食われ骨を碎かれ髓液を吸われる。

等活地獄の時間は、人間世界の50年を1日として500年(人間世界の9,125,000年)続く。その間に死と再生、責め苦が繰り返される。

こうした地獄の描写は、一種の威しである。しかし、占いに一喜一憂し、亡靈や物怪に怯える平安貴族には、さぞ衝撃的だったろう。

その一方で、意外なことに、源信が『往生要集』の終盤に置いた問答の答えは、「念佛に

及ぶものはない」というシンプルなものだった。

問 何ゆえにただ念佛の一門を勧めるのか。
答 いま念佛を勧めるのは、他の種々の妙行を否定するのではない。ただ男女貴賤の別なく、行住坐臥を簡ばず、時處諸縁を論ぜず、これを修して難からず、ないし臨終に往生を願求してその便宜を得るために、念佛に及ぶものはないからである。

誰もが平等にどんな状況でも難なく往生を願求するにあたり、念佛以上のものはない。というわけである。この考え方は、その後の法然(1133–1212)の浄土宗や親鸞(1173–1262)の浄土真宗の登場を予感させる。

インド哲学・仏教学者の中村元『往生要集を読む』(2013)から、中村の言葉を借りて『往生要集』および源信の果たした役割について補足したい。

「(地獄について) 最澄や空海も特に深く論ずるということもなかったようである。」

「日本の佛教諸宗派は大部分は天台教学の影響を受けて成立したものであるから、天台の地獄觀は日本人に決定的な影響を与えた。そして、『地獄』の觀念は源信によって一般化されたと考えられる。」

「法然や親鸞が源信に対して絶大の尊敬・帰依を寄せていたにもかかわらず、両者の間に、社会的また理論的に立場の相違のあったことは、歴然としている。しかし、源信は『下輩』の立場での念佛に至る通路を開いたといえるだろう。」

(注) 下輩の立場：念佛行者の間には、功徳の実践において「上位(上輩)」「中位(中輩)」「下位(下輩)」の階層的差別があった。源信は「中輩」を想定し、法然・親鸞は「下輩」を想定する立場だった。

○空也上人像の鹿

念仏といえば、彫像の口から南無阿弥陀仏の称名が6体の仏形となって現れている空也上人像（国の重要文化財）が広く知られる。

佛教研究者の石井義長の『空也』（2009）によれば、空也（903–972）は、市に立ち並ぶ店々の間で托鉢を行い、そこで得たものを仏に供養し、貧者や病者に施したという。これにより市聖とも呼ばれ、「南無阿弥陀仏」の念仏を説いて阿弥陀聖とも呼ばれた。

空也は、いわば称名念仏の先駆者だった。聖とは特定の寺院に所属しない僧侶であり、上人は敬称である。

空也は、源信と同時代の人だが、その足跡は、幼い頃から比叡山の学僧の道を歩んだ源信とは対照的である。



空也上人像のレプリカ。筆者撮影。

口から発せられる6体の仏形ばかりが注目されがちだが、よく見ると左手に持つ杖の上端には鹿角がついており、腰に厚く巻かれているのは鹿皮である。

空也上人像は、鎌倉時代の仏師・運慶の四男康勝の作とされる。

前出の『空也』で石井は、空也上人像は空也本人の実像とは異なり、像が造られた当時によく見られた踊念仏の一派上人（1239–1289）をはじめとした念仏聖の風俗をうつしたものだという。

ただし、こうした姿の僧侶は、平安時代から存在した。平安時代中期の説話集『三宝絵詞』（984）の下巻・熊野八講会は、紀伊国熊野で1日2回4日間行われた法会の様子を伝える。そこで講義する僧侶は、鹿皮の衣を着ていた。その姿を新日本古典文学大系『三宝絵・注好選』（1997）から抜粋して引用する。

「講説ハ裳袈裟ヲトノヘズ、鹿皮袈裟ヲキ、脛巾ヲシタリ。貴賤ノシナヲモエラバズ、老少ヲモサダメズ。」

険しい中山の熊野で行われた法会において、講義をする僧侶の姿は、通常なら腰から下に着用する裳袈裟ではなく鹿皮で作った衣を着て、旅の時に使う脛巾を脛に巻いていた。しかも、僧侶の階層や経験は問われなかった。

書名にある三宝とは、仏・法（經典）・僧（僧の説法）であり、『日本書紀』（720）では聖徳太子の十七条憲法の第二条として、「篤く三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧なり。」とある。

『三宝絵詞』の撰者・源為憲（?-1011）は、熊野山中に集まる村人が、たとえ粗末な形でも仏法に触れる機会があることを肯定して記事を採録したのである。

また、平安時代末期に後白河院が自ら撰集した『梁塵秘抄』（1169頃）の僧歌13首のうちの一首に聖の生活や所持品を嘲笑気味に羅列する歌がある。そこに、鹿角と鹿の皮が出てくる。新日本古典文学大系『梁塵秘抄・閑吟集・狂言歌謡』（1993）から引用する。

「聖の好む物、木の節 鹿角 鹿の皮、蓑笠 錫杖 木欒子、火打箇 岩屋の苔の衣」

寺に属さず、庶民から提供される僅かな布施を糧に遊行する聖は、野宿が当たり前である。個別に見れば、「木の節」は雨露をしのぐ

木の穴（洞）、「鹿角」は野犬や追剥から身を守る護身具、「鹿の皮」は敷物兼防寒具、「蓑笠」は雨や直射日光を和らげ、「錫杖」は先端の鏃の音が獣除けになる杖、「木欒子」は種子が数珠玉の原料、「火打笥」は火打石の携帯箱、「岩屋の苔の衣」は苔の生えたような檻櫻な衣。いずれも、野を宿とする名もなき聖には、必需品であったのだろう。

鹿角は春に雄鹿の頭から自然に落角するので、野山で拾える。皮は鞣しの工程を経なければ使用に耐えないため、野山では拾えない。鹿皮はどこから入手したのだろうか。

タダ同然で提供してくれる提供者の存在が必要になる。鹿皮の鞣し工程に関わる人々ないし鹿皮を利用する人々との交流が必要になる。いかに僧侶の端くれとはいえ、施しを受ける立場で、「殺生は罪深い所業だからよしなさい」といえた義理ではなかっただろう。

これが、『往生要集』を殺生罪業觀の一つの極とした場合、その対極にあった一方の現実だったのではなかっただろうか。そして、複雑な理屈よりも単純明瞭を好む多く人々が、称名念佛を受け入れる裾野となり、法然の浄土宗や親鸞の浄土真宗の土壤となったのではないかだろうか。

ちなみに、室町時代の複数の上級貴族の作とされる『七十一番職人歌合』（1500頃）には、1対1で歌合戦をする142の職種の人々の1人として、空也念佛を唱えながら鉢を叩き歩く半俗の僧「鉢扣」が登場する。歌と挿し絵に次の添え書きがある。新日本古典文学大系『七十一番職人歌合』（1993）から引用する。

「鉢扣の祖師は空也といへり。鹿角も此道具といへり。」

これなどは、「念佛聖といえば空也、鹿角はその必須道具」という通念が、少なくとも16世紀の初め頃まで持続していた証拠である。

コラム② 殺生の本来の意味は殺人

仏教の殺生罪業觀について、歴史の悪戯ともいるべき事柄に触れておきたい。そもそもインド仏教における殺生は、殺人を意味していたという話である。

苅米一志の『殺生と往生のあいだ』（2015）からその経緯を要約する。

東アジアの大乗仏教において、大きな影響力を持った戒律に関する經典は『梵網經』だった。鳩摩羅什の漢訳として5世紀半ばの中国（南朝・宋）で成立したが、実はこれが「偽經」の一種であり、天台宗の開祖である智顥（538～597）が『梵網經』をインド由来と認めたため戒律の根本經典の一つになった。インド仏教における殺生は「殺人」を意味したが、『梵網經』の第一重戒の「殺生戒」は、「一切の命ある生きもの」に意味が拡大され、日本には天平5（733）年に伝わった。

ちなみに、浄土宗宗務庁が運営する「WEB版新纂浄土宗大辭典」も同様に『梵網經』を偽經であると説明している。

また、最古の仏教聖典の現代語訳『ブッダのことば スッタニパータ』（1984）をみると、殺生の対象となる「生きもの（有情）」を特に人間のことと注釈している。

苅米は『殺生と往生のあいだ』において、生類に慈悲をおよぼす不殺生戒は仏教のすぐれた倫理性であるとしつつ、中世日本における次のような問題点等を指摘している。

「不殺生戒はそもそも、寺院内部における自発的な生活規則であった。にもかかわらず、日本中世においては、それがあたかも世俗の法であるかのように、外部の社会に適用された。」

（参考資料）

- ・苅米一志『殺生と往生のあいだ』（吉川弘文館・2015）
- ・浄土宗宗務庁「WEB版新纂浄土宗大辭典」
- ・中村元 訳『ブッダのことば スッタニパータ』（岩波文庫・1984）

③ 鹿肉を忌避する朝廷

平安時代後期になると、天皇の周辺では鹿肉を忌避する慣例が定着していた。

大江匡房(1041–1111)の談話集『江談抄』(1108)に「鹿の宍を喫ふ人は当日内裏に参るべからざる事」という逸話がある。意訳すれば、「鹿肉を食べた者は当日宮中に参内してはならない事について」となるだろうか。

大江匡房は、後三条、白河、堀河三代の天皇の侍読として仕えた。つまり天皇に学問を教授した学者である。ところが、そんな博識の大江匡房が、このテーマに明快な答えを出せずに困惑する。新日本古典文学大系『江談抄・中外抄・富家語』(1997)から抜粋して引用する。

「宍を喫へる当日は内裏に参るべからざる由、年中行事障子に見ゆ。しかるに元三の間、御薬・御歯固を供し、鹿一盛り・猪一盛りを供するなり。近代は雉をもって盛るなり。しかれば元三の間、臣下宍を喫ふといへども、忌むべからざるか。はた主上一人は食し給ふといへども、忌み有るべからざるかと云々。ただし、愚案へ思ふに、昔の人は鹿を食ふこと、殊に忌み憚らざるか。上古の明王は常に膳に鹿を用ゐる。また稠人広座の大饗に件の物を用ゐると云々。もし起請以後この制有るか。件の起請は何時と慥かには覚えず。また年中行事障子の始めて立てられし時は、何の世なるかを知らず。検べ見るべきなり」

(注) ▼年中行事障子：朝廷で行われる年中行事を両面に書いた衝立。宮中の清涼殿にあった。▼元三の間：正月元日から三日間。▼御薬：天皇に三種の薬酒を差し上げる行事。▼御歯固：天皇の長寿を願い鏡餅・鹿肉・猪肉・押鮎・大根・瓜などを差し上げる行事。歯は齦(よわい)の意味で、歯を固めて長寿を願う。▼主上：天皇。▼愚：謙遜の自称(大江匡房)。▼上古の明王：大昔の賢明な君主。▼稠人広座：多くの人が集まった席。▼大饗：大宴会。▼起請：伺いを立てて制定された規則。

少々分かりにくいので大まかに意訳してみる。

清涼殿の年中行事表に「(鹿)肉を食べた日は宮中に参内してはならない」とあるが、正月元日から三日間の御歯固めには鹿肉や猪肉を帝(天皇)に供することになっている。近年では雉肉等で代用しているが。この場合も臣下は鹿肉を食べてはならないのだろうか。帝は召し上がっても差し支えないのだろうか。

思うに、昔の人は鹿肉を食べることを特に忌み憚らなかったのではないか。古代の賢明な天皇の御膳には常に鹿肉があり、大宴会にも鹿肉は用いられた。それを変更する何らかの規則制定があったのかも知れない。しかし、もし何らかの規則制定があったにせよ、いつの事か分からぬ。清涼殿の年中行事表に記載されるようになったのがいつなのかも分からぬ。調べてみる必要がある。

この逸話からは、天皇の周辺で鹿肉忌避の慣例が定着していたことの他に、2つのことが推察できる。

1つは、禁止の裏返しとして、宮中に参内する上級貴族においても鹿肉を食べる習慣が消滅したわけではなかったこと。もう1つは、過去の伝統と異なる鹿肉忌避は、天皇の周辺からなし崩し的に慣例化したことである。

④ 耕地を守るために獣害と戦う武士

『続日本紀』、『日本後紀』、『続日本後紀』をみると、災害や凶作に際して、朝廷は該当地域に備蓄食糧を賑給し税の減免をはかるなど、必ず救民策を講じている。ところが、獣害に関する記事は出てこない。

この理由について、塚本学は『生類をめぐる政治』(1993)で、次のように述べている。

「文字をもつものの多くが『辛苦して四時鳥獸に苦しめられる』(民間省要)実態を知ら

すにすごすことにもよった。一般的には慢性的な被害であり、大きな被害は局地的であり、またとくに辺境にいちじるしいという事情もある。」

文中の『民間省要』^{みんかんせいよう}とは、江戸時代中期の農政批判書である。実際、鳥獣被害や対策に関する文献が現れてくるのは江戸時代である。

ちなみに、平安時代の仏教説話集『日本靈異記』や『今昔物語集』にも獣害に関する話題は皆無である。獣害は殺生を罪とする立場からは、不都合な話題だったのだろう。

さて、たとえ文字の記録が無くても、耕作地があり、近くに鹿が棲息していれば、獣害対策があったはずであり、そして誰かがそれを担っていたはずである。

この点、中澤克昭は「居館と武士の職能一出土鉄鏃と狩猟をめぐってー」(2006)において、11世紀の関東甲信地方の領主の館跡から出土した矢鏃の特徴から、武士が獣害対策の担い手でもあったことを指摘している。一部を抜粋して引用する。

「関東甲信地方の居館遺構から出土した鏃の中には、対人戦闘用につくられたのではなく、鳥獣を射るためにつくられたと考えられる野矢の鏃が少なくなかった。そして、居館の住人がそれを用いて行った狩猟には複合的な意味がある。軍事訓練あるいは皮革や食肉を確保しようとする攻撃手狩猟と、害獣を駆除・威嚇して農作物を守る防御的狩猟。その両面をもつ狩猟もあっただろうし、個別の目的で実践された狩猟もあっただろう。居館の成立はその地域にこうした狩猟のセンターが出現したことを意味していた。」

対人戦闘用の鏃（征矢）と狩猟用の鏃（野矢）は、形状に根本的に違いがある。大まか

にいえば、征矢の形状は細長く貫通力があるのに対し、野矢は先端が二股や扁平で、深く差し込む形状ではない。館に征矢の装備が乏しく、野矢の装備が充実していれば、そこは狩猟センターと呼ぶにふさわしい場所だったに違いない。

中澤は、地元に根を張り、耕地を獣害から守る農業経営者の側面をもった、いわば半農半武の武士の姿に光を当てた。京の都で院（上皇）の御所の警備にあたる平氏や源氏といった北面の武士だけが武士ではなかったのである。

次回は、鎌倉時代から戦国時代の鹿と日本人の関係について見ていく。

（参考資料）

- ・平雅行『殺生禁断の歴史的展開』大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造 古代・中世』（恩文閣出版・1997）
- ・黒板勝美編 國史大系編修会『類聚國史 第一』（吉川弘文館・1981）
- ・林陸朗『桓武天皇と遊獵』『桟木史学』創刊号・（1987）
- ・青木和夫他 校注 新日本古典文学大系『続日本紀 五』（岩波書店・1998）
- ・森田悌 訳『日本後紀 上・中・下』（講談社学術文庫・2006～2007）
- ・森田悌 訳『続日本後紀 上・下』（講談社学術文庫・2010）
- ・出雲路修 校注 新日本古典文学大系『日本靈異記』（岩波書店・1996）
- ・川崎庸之他 訳『往生要集』（講談社学術文庫・2018）
- ・中村元『往生要集を読む』（講談社学術文庫・2013）
- ・石井義長『空也』（ミネルヴァ書房・2009）
- ・小島憲之他 校注・訳『日本書紀 ②』（小学館・1996）
- ・馬淵和夫他 校注 新日本古典文学大系『三宝絵・注好選』（岩波書店・1997）
- ・小林芳規他 校注 新日本古典文学大系『梁塵秘抄・閑吟集・狂言歌謡』（岩波書店・1993）
- ・岩崎佳枝他 校注 新日本古典文学大系『七十一番職人歌合 新撰狂歌集・古今夷曲集』（岩波書店・1993）
- ・後藤昭雄他 校注 新日本古典文学大系『江談抄・中外抄・富家語』（岩波書店・1997）
- ・塙本学『生類をめぐる政治』（平凡社・1993）
- ・武石彰夫訳『今昔物語集 本朝世俗編 上下』（講談社学術文庫・2016）
- ・中澤克昭『居館と武士の職能ー出土鉄鏃と狩猟をめぐってー』小野正敏ほか編『鎌倉時代の考古学』（高志書院・2006）
- ・中澤克昭『肉食の社会史』（山川出版社・2018）